

第7 生活衛生

1 生活衛生の確保

(1) 安全な生活衛生の確保

市民の日常生活をとりまく「衣・食・住」に関する衛生の維持や安全性を確保するため、飲食店や食品製造業、公衆浴場、ホテル、理・美容所などの営業施設、遊泳用プールなどの施設の監視指導、検査を行っています。また、保健所東部・西部生活衛生課、区役所保健福祉課（小倉北、八幡西区を除く）では、市民の生活衛生に関する相談や苦情にも応じています。

(2) 営業許可

食品衛生法や食品衛生関係の各種条例、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理・美容師法、クリーニング業法などに基づき、保健所で営業の許可（確認）業務を行っています。

(3) 監視指導・検査の実施

市内の食品・環境衛生関係営業施設に、食品・環境衛生監視員が立ち入り、衛生的取扱いや施設の衛生管理などについて監視指導を行っています。

また、不衛生な食品や食品衛生法の規格基準に違反している食品などを排除するため、市内で製造・販売している食品などを取去し、市の保健環境研究所や保健所で検査を行っています。ホルムアルデヒドなどの有害物質による健康被害を防止するために、衣類や洗剤といった家庭用品についても検査を行っています。

さらに、北九州市中央卸売市場等に入荷する鮮魚介類、青果、加工食品などを取去し、

流通段階での安全性についてチェックをしています。

● 施設の監視指導件数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
食品衛生	施設数	31,079	30,919	30,850
	監視指導件数	22,250	21,307	7,722
環境衛生	施設数	8,086	7,753	7,680
	監視指導件数	3,158	4,049	1,590

(4) 衛生講習会・市民啓発の実施

食品・環境衛生関係業者や給食調理員、遊泳用プールの管理者、市民を対象に、衛生講習会や出前トークを開催し、食品・環境衛生に関する知識の普及を行っています。特に、毎年8月の食品衛生月間には、食中毒予防についての啓発を重点的に行っています。

(5) 食肉センターの運営

㊦ 食肉センター（TEL521-0172）

食肉センターは、牛・豚などの家畜を安全で衛生的な牛肉・豚肉などに加工する施設で、現センターは、昭和63年に小倉・八幡の両センターを統合新設し、オープンしました。平成11年～13年には、「と畜場法」の改正に伴う設備改善を行い、平成16年には搬入頭数増のため新部分肉加工所を建設するなど運営上の改善対策も行っています。平成16年12月からは、安全に加え、安心を提供するための仕組みづくりとして開始された「牛肉トレサビリティ事業（牛の個体識別番号の表示事業、DNA鑑定用の全頭サン

リング事業など)」を実施しています。

☆ **所在地**：小倉北区末広二丁目3-7

☆ **施設の特徴**：

- ①処理工程の効率化…オンレール方式と機械処理の導入
- ②省エネ、省資源の追究…水の再利用、冷蔵システムの集中監視体制
- ③公害防止対策の強化…廃水処理設備の密閉化、局所脱臭設備の導入

☆ **処理能力**

	と畜能力	冷蔵保管能力
大動物(牛・馬)	100頭/日	大動物枝肉 300頭
小動物(豚・羊)	600頭/日	小動物枝肉 900頭

☆ **機能**

★ **食肉センターの管理**

と畜機械設備、枝肉冷蔵庫、廃水処理施設などの施設設備の維持管理をはじめ、と畜業者の指導・調整、と畜に関する使用料・手数料の収納などを行っています。

★ **と畜検査**

安全で衛生的な食肉の供給を図ることを目的に、牛・豚などの家畜の疾病または異常の有無を、1頭毎に生体・枝肉・内臓のすべてにわたって徹底した検査を行っています。

異常があった場合は、とさつ禁止、全部廃棄などの処分を行っています。

★ **BSE検査(牛海綿状脳症)**

平成13年10月18日から全国一斉に全頭検査を実施していましたが、平成29年4月1日からは、生体検査で神経症状等を示す24か月齢以上の牛を対象に検査を行っています。

また、BSEの原因となる異常プリオンが主に蓄積する「特定部位」は、除去、焼却を行い、安全な食肉の供給を

行っています。

★ **食鳥検査**

認定小規模食鳥処理場に対し、定期的に衛生指導を行っています。

★ **精密検査**

O157をはじめとした感染症や残留有害物質など食肉からの事故を防ぐため、病理学的・微生物学的・理化学的な精密検査を実施しています。

★ **食肉業者の指導**

と畜業者のほか関係する食肉関係業者に対し、センターの運営管理事項、衛生的な食肉の取扱い・搬送・販売などについて指導しています。

2 動物の愛護及び管理事業の推進

(1) 動物の愛護及び管理事業の推進

「狂犬病予防法」や「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、狂犬病の予防や犬などによる危害の防止、適正な飼育管理の指導などを行い公衆衛生の向上を図っています。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいた動物愛護思想の普及・啓発を行っています。

(2) 動物愛護センターの運営

動物愛護センターは、人と動物のふれあいを通して動物愛護思想の普及・啓発を図るとともに、犬などによる危害や迷惑を防止するための施設です。

☆ 所在地：小倉北区西港町 24 番地の 7

☆ 施設の概要

- ★ 開設年月 平成 5 年 1 月
- ★ 規模
 - ① 敷地面積 6,874㎡
 - ② 建物面積
 - 管理棟 600㎡
 - 動物棟 870㎡
 - 子犬舎 30㎡
 - ③ 犬収容能力 110 頭
 - ④ 猫収容能力 133 頭
 - ⑤ 焼却能力
 - 1 号炉 40 頭／日
 - 2 号炉 30 頭／日
 - ⑥ 付属施設 ふれあい広場、動物慰霊碑

☆ 機能

- ★ 動物愛護思想の普及・啓発
- ★ 犬・猫の譲渡
- ★ 収容犬猫の飼い主への返還

- ★ 野犬・放し飼い犬による危害の防止
- ★ 犬・猫の引き取り
- ★ 負傷した犬・猫の保護・収容
- ★ 死亡ペットの焼却（有料）
- ★ 動物取扱業の登録
- ★ 特定動物の飼養又は保管の許可

☆ 取り扱い法令

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」



▲動物愛護センター

(3) 狂犬病予防注射の実施

犬の飼い主は狂犬病予防法に基づき生涯 1 度の登録と生後 91 日以上の子犬については毎年 1 度の狂犬病予防注射が義務付けられています。

このため、本市では毎年 4 月に市内に会場を設け、北九州市獣医師会と協定を結び、狂犬病予防注射（集合注射）を実施しています。また、年間を通して市内すべての動物病院でも狂犬病予防注射を実施しています。

● 令和2年度登録・注射実施の状況（件）

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
新規登録数	287	849	965	326	381	1,117	107	4,032
注射実施数	2,466	4,776	6,603	3,010	1,719	7,884	988	27,446

※動物愛護センターでの登録・注射実施数は小倉北区分に含む。

(4) 野犬などの捕獲

㊦ 動物愛護センター（TEL581-1800）

動物愛護センターでは、「狂犬病予防法」、「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、市民の安全や財産を保護するため犬の捕獲を行っています。

また、交通事故などで傷ついた犬、猫の保護、治療も併せて実施しています。

● 取り扱い頭数（件数）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫
登録	3,397	－	3,531	－	4,032	－
捕獲	216	－	190	－	185	－
引き取り	153	562	185	503	155	363
抑留犬返還	89	－	108	－	74	－
譲渡	257	184	243	233	278	241
処分	2	9	0	12	0	17

(5) 犬猫との共生推進

① 動物愛護思想の普及・啓発

㊦ 動物愛護センター（TEL581-1800）

動物愛護センターでは、平成5年1月の新センター改築を期に従来の捕獲・指導業務に加え、「譲渡会」、「ふれあい教室」などの動物愛護事業を開始しました。

また、平成17年1月より、動物愛護推進員制度を施行し、広範な動物愛護事業の推進を図っています。平成21年7月には新たに「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、動物の適正飼育や真の動物愛護精神の気風が市民の間で育つよう努めています。

② 飼い主のいない猫対策

平成24年度から、いわゆる地域猫活動をしている町内会の管理するめす猫の不妊手術を実施しています。平成30年度からは、おす猫の去勢も対象に加えました。

● 3 火葬場の運営

北九州市内には、火葬場を2箇所設置しています。

☆ 東部斎場（門司区大字猿喰 1342-8 TEL：391-0715）

☆ 西部斎場（八幡西区本城五丁目6-1 TEL：691-2017）

● 火葬件数（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
東部斎場	6,178	6,158	4,904
西部斎場	5,749	5,691	7,110
計	11,927	11,849	12,014